

国立大学法人京都工芸繊維大学におけるP I 人件費支出制度により確保した財源に関する活用方針

令和5年11月22日
学長裁定

「国立大学法人京都工芸繊維大学におけるP I 人件費支出制度の実施に関する要項」第6に規定するP I 人件費支出制度により確保した財源（以下「確保財源」という。）の活用方針を以下のとおり定める。

（目標）

第1 国立大学法人京都工芸繊維大学（以下「本学」という。）における研究力の向上を目指し、研究者が安定して研究に専念できる環境の整備、多様かつ卓越的・挑戦的な研究を支援する体制の強化を図ることを目標とする。

（当該目標を達成するための具体的な経費の使途・活用策）

第2 確保財源は以下の事項に充てることとし、使途・活用策はP I 等の意向により決定する。なお、以下のうち大学研究環境改善に係る財源の執行はP I 等の意向を反映した上で本学が執行する。

（1）P I 等へのインセンティブ

- ・ P I 等の給与水準の向上（直接経費の額が150万円以上の事業に限る。）
- ・ P I 等の研究環境の改善

（2）大学研究環境改善

- ・ 若手研究者支援
- ・ 博士課程学生への経済支援
- ・ 共用研究設備整備
- ・ その他大学全体の研究改善に係る財源への充当

（執行にあたる留意事項）

第3 前項の使途・活用策を実施するに際して、以下の事項を留意するものとする。

- （1）直接経費の使途は研究費を獲得した研究者が研究の着実な遂行のため判断するものであり、本学が人件費の支出を強制するものではない。
- （2）本方針については所属する研究者の意向等も踏まえ、必要に応じて見直しを行う。
- （3）当該方針に掲げる目標の達成に向け、人事給与マネジメントの改善等と併せて取り組むこととする。